

公告

令和6年2月22日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1. 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市民病院患者給食業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

※契約日から令和6年9月30日までを業務準備期間とする。

2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- ①令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種・病院給食について登録されていること。
- ②愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- ⑤本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす

- (2) 医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定事業者である者。
- (3) 公立病院（病床数 400 床以上）で患者給食業務の受託実績がある者。

3. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8570

愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地

豊橋市民病院 事務局管理課（物品担当 安藤）

電話：0532-33-6281

FAX：0532-33-6273

電子メールアドレス：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市民病院ホームページからダウンロードすること。

豊橋市民病院ホームページ：<http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

※副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 現地見学会の開催

現地見学会を希望者に対して実施する。希望する場合は、担当部署まで電話で連絡をすること。また、次の事項に留意すること。

(1) 参加人数は1者2名までとする。

(2) 現地見学会は、提案資格確認の通知後から提案書等提出期限の間の、任意の日時で実施する。日時は希望者と相談のうえ決定する。

4. 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「患者給食業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 本審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

日程 令和6年4月22日（月）～5月17日（木）の間で行う。

詳細な時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5. 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「患者給食業務プロポーザル実施要領」による。